

第13回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第13回定例会 平成30年4月27日

開会 15時30分 閉会 17時5分

出席委員
(23名)

会長 小林茂徳
1 山崎正勝
2 白倉令子
3 小川高史
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 竹内芳男
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

8 齊藤敏彦

12 渡邊幹夫

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 関 博一
事務局次長 織田 秀雄
事務局 滝澤 友一郎
事務局 笠井 昌鷹
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
第1回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第13回定例総会を開催します。本日は全員出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。桜の花の咲く時期もいつの間にか終わり、里山も新緑の季節を感じる今日この頃になりました。明日からはゴールデンウィークがスタートします。皆さん楽しく過ごされる事と思います。我々農業に携わる者にとっては、春の繁忙期に入ります。最近では夏日になった日が何日かありましたし、寒暖の差も非常に大きい日もあり、これから降雹や遅霜など大変心配されます。秋の収穫シーズンには喜んで収穫できるような天候であってほしいと願います。委員の皆様におかれましても、大変お忙しい中お越し頂いております。5月、6月は交流会や総会、また地域の事業等いろいろと出役されることがあると思いますが、ご案内があったら出来るだけ出席して頂き、農業委員会の活動にご協力頂きたいと思っております。

本日も慎重審議の上、スムーズな進行へのご協力をお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、8番の齊藤敏彦委員と12番の渡邊幹夫委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は3件です。今回の案件は譲渡人が全て市外の方です。

始めに番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は地図をご覧ください。〇〇から西に行った、圃場整備のされている畑です。〇〇さんは主に〇〇を中心にバレイショを栽培されている方です。〇〇を超えた経営面積なので、特に問題ないと判断しました。

続いて番号2です。譲受人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、地図の左側に〇〇と〇〇があり、その東側の土地です。譲渡人の〇〇さんは、元は〇〇にお住まいの方で、相続で土地を取得しましたが、〇〇に移住してしまいました。面積も〇〇㎡ほどあるので下限面積を満たしており、問題ないと判断しました。

最後に番号3です。こちらは〇〇の住宅街の中にある農地です。地図をご覧ください。申請地の西側の、〇〇さんと〇〇さんが利用権設定で借りていましたが、今回北側のお宅の〇〇さんが3条で購入する事になりました。下限面積を満たしているため、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願ひします。地図の1ページをご覧ください。右端に〇〇があります。そこから道なりに、西に約〇〇メートル、直線距離で約〇〇メートルの所に申請地があります。すぐ傍には鉄塔があります。譲渡人の〇〇さんは、以前は〇〇に住んでいましたが、現在は〇〇にお住まいを構えておられます。また、譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいで、農業歴は〇〇年で、おひとりで営んでいます。作付面積は〇〇ヘクタール以上あり、借りている農地も含めると相当の面積を耕作しています。主に水稻栽培をされていて、バレイショ、タマネギも作付けしています。今回、譲渡人は〇〇にお住まいで農地管理ができないので、今回の申請に至りました。譲受人の〇〇さんは、申請地まで距離にして自宅から約〇〇キロメートル、時間にして〇〇分ですので、通うには支障がない距離と思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは地図の2ページをご覧ください。地図の西側に〇〇があります。〇〇から〇〇に行く道のちょうど中間にあるのが申請地です。〇〇さんは〇〇の〇〇出身で、こちらにも農地を〇〇坪ほど持っています。一方譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいたのですが、〇〇にお住まいの子供さんの所へ移り、家は空き家になっていました。譲受人の〇〇さんがこの度〇〇から戻って来てこの空き家を購入しました。その際、畑も一緒に買ってほしいと言われました。〇〇さんも農地をもう少し増やしたいという事で、お子さんも賛成し、譲り受ける事になりました。まだまだやる気があります。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

よろしくお願いします。場所は地図の3ページをご覧ください。〇〇の信号から〇〇メートルくらい北に入った所に広場があります。その右隣が申請地です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいです。実家は申請地の隣です。現在は空き家になっています。譲受人の〇〇さんは実家のすぐ前が申請地で、野菜の栽培をしたいと言う事で、今回の申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。4条は1件です。

場所は〇〇の信号から西に行った、国道より南側です。申請事由は車庫敷地で、カーポートの建築です。5ページの公図をご覧ください。地番〇〇には申請人の住宅があります。すぐ南に畑があり、その一部を分筆してカーポートを建てる計画です。残りの土地を家庭菜園として利用する予定です。周辺に農地もなく、都市計画区域内用途指定もある3種農地ですので、特に問題ないと判断しました。4号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図の4ページ、5ページをご覧ください。〇〇から〇〇に向かう旧北国街道があります。しなの鉄道の踏み切りの直前を右折して〇〇メートルくらい入ると申請人の自宅があります。住宅の敷地と畑が半分ずつの場所です。現地を見ましたが、周りはお自分の畑で道路のすぐ脇の土地です。まったく問題はないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。計画変更が2件あり、番号1と番号2はそれぞれ関連があるので、一括で説明します。

まず計画変更1と本申請番号1です。当初は〇〇さんから〇〇さんへ、アパートの敷地として転用許可が下りた土地です。7ページの公図を見ていただくと、地番〇〇は宅地になっていて、〇〇さんがアパート経営をされています。今回の申請地である地番〇〇についてもアパート敷地として転用許可を得たのですが、手付かずになっていました。そこを今回、〇〇さんが店舗敷地として利用したいという事です。〇〇さんは地番〇〇で喫茶店を経営されていて、そこで使う野菜を作るために、家庭菜園として使用したいという申請です。用途指定のある準住居地域ですので、周辺の農地への影響はないと判断しました。

次に計画変更2と本申請番号2です。当初は〇〇さんから〇〇さんに住宅敷地として転用されましたが、〇〇さんが亡くなられ息子さんである〇〇さんが相続しました。しかし〇〇さんも住宅を建設しないまま現在に至っています。この度〇〇さんが、東御市に移住を希望されている〇〇の〇〇さんに譲り渡し、〇〇さんは住宅を建設する計画です。場所は〇〇の消極的2種農地です。候補地を色々探した結果、ここしかないという事で、特に問題はありません。

続いて番号3です。建売住宅の申請です。農振除外の案件です。場所は〇〇の、〇〇の北側の土地です。ここを7棟の建売住宅を建設する申請です。概ね500メートル以内に〇〇と〇〇があり、かつ2種類以上の配管が埋設された道路の沿線という事で、3種農地に該当します。周辺に農地がありますが、3種農地という事で許可相当と判断しました。

番号4です。こちらも〇〇の建売住宅2棟分の申請です。場所は〇〇の更に北側です。こちらも農振除外の案件です。500メートル以内に〇〇と〇〇があり、かつ2種類以上の配管が埋設された道路の沿線という事で、3種農地に該当します。今回〇〇が2件申請されていますが、過去の転用実績を見ても、既に完売しているという事で、特に問題ないと判断しました。

続いて番号5です。こちらも農振除外の案件です。住宅敷地の申請です。

場所は〇〇です。譲受人の〇〇さんは現在〇〇にお住まいですが、住宅が急傾斜地崩壊特別警戒区域に指定されており、かねてからほかの場所に移住したいと土地を探して、今回の申請になりました。1種農地に該当しますが、集落接続という事で、特に問題ないと判断しました。

番号6です。こちらは倉庫敷地と家庭菜園敷地の申請です。追認の案件です。経過は、申請地のすぐ上の、地番〇〇と地番〇〇を、昭和〇〇年に5条許可で住宅を建築しています。当時申請地の2筆も一緒に許可を得ていれば良かったのですが、転用せず倉庫敷地として利用していました。1種農地に該当しますが、集落接続という事で許可相当と判断しました。

続いて番号7です。申請人の関係は、譲渡人の〇〇さんの、娘さんのご主人が、譲受人の〇〇さんです。娘婿という事です。〇〇さんは現在〇〇のアパートにお住まいですが、手狭になり住宅敷地を探していたところ、奥さんの実家近くに住宅を建築する事になりました。接道については公道が接続されているので、問題はありません。

番号8です。工場と駐車場敷地の申請です。場所は〇〇の北側の土地です。既に工場があり、その上下の田を、既存施設の拡張という事で申請されています。こちらの工場は製造業で、色々な物を幅広く作っている会社です。業績が好調という事で、今回の申請になりました。500メートル以内に〇〇と〇〇があり、かつ2種類以上の配管が埋設された道路の沿線という事で、3種農地に該当します。周辺の農地への影響がないように対策を講じるという事で、問題ないと判断しました。

続いて番号9は一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は、譲渡人が祖父で譲受人がお孫さんです。祖父の土地をお孫さんが使用貸借で住宅を建てるという申請です。概ね500メートル以内に〇〇と〇〇があり、かつ2種類以上の配管が埋設された道路の沿線という事で、3種農地に該当します。

番号10です。申請人の関係は親子です。こちらはお父さんの土地を息子さんが借り受けて、太陽光発電をするという申請です。都市計画用途指定がある準住居地域で、3種農地に該当します。周辺には農地がありますが、しっかりと浸透枘を付けて周辺の農地への影響がないようにし、フェンスで囲います。事業については周辺の皆さんに説明し、理解を得ているという事で、問題ないと判断しました。

次に番号11です。一般住宅敷地の申請です。申請人の関係は親子です。申請地のすぐ東側がお父さんの、〇〇さんのお宅です。実家近くに息子さんが家を建築したいという申請です。公図をご覧ください。道路が少し狭く感じますが、2項道路の指定があるので建築法上は問題ありません。ご覧の様に住宅街の中の農地で、消極的2種農地に該当します。息子さんが実家の近くに家を建てたいという事で、代替性がないことから、許可相当

と判断しました。

番号12です。譲受人は〇〇です。この一体は既に太陽光発電敷地になっていますが、今回の農地に関しては農振の指定があったので、農振除外をして太陽光発電をするという申請です。周辺は既に農振を外し、太陽光発電を実施していて、ここは残地的なところなので、周辺の農地には影響ないと判断しました。

番号13です。こちらも太陽光発電敷地の申請です。場所は〇〇の裏の〇〇の横です。3種農地です。事業は業者ではなく〇〇さん個人がされるという事です。周辺には農地はありませんので、許可相当と判断しました。

番号14は駐車場と家庭菜園敷地の申請です。譲受人の〇〇さんが家庭菜園をやりたいという事で、農地として購入しようとしたのですが、農家資格がなく、同時に駐車場の建設も希望しているので、5条転用による取得となりました。住宅街なので消極的2種農地になり、周辺に農地がないので、問題ないと判断しました。

最後に番号15です。住宅敷地の申請です。申請地の南の地番〇〇と地番〇〇については、既存で住宅が建っています。今回増築する事になり、申請地の地目が畑のままであったので、ここを転用することになりました。都市計画の用途指定がある第2種低層住居専用地域なので、3種農地に該当します。周辺に農地がないので問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1と番号1の案件については関連があるので一括で説明してもらいます。依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の6ページ、7ページをご覧ください。以前に〇〇さんがアパートを建設し、その駐車場を確保するという事で、申請を出しました。申請地の横にアパートは建てたのですが、その敷地に駐車場が確保できたので、申請地はそのままになっていました。今回申請地の隣で〇〇を経営している〇〇さんが、申請地を譲り受けて家庭菜園をしたいという事です。なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして計画変更2と番号2の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は〇〇へ行く道沿いの、最後の集落の〇〇です。中央に〇〇の〇〇があります。そこから右に細い道を上り、〇〇メートルぐらいの所に申請地があります。昭和〇〇年当初、〇〇にお住まいの〇〇さんが住宅地として転用しましたが、事情があり移住できず、現在に至っています。今回〇〇さんが〇〇さんから土地を譲り受け、住宅を建設するという計画に変更されました。〇〇さんは現在〇〇でアパート住まいをしていますが、東御市に移住したいと土地を探していたところ、条件に合う土地が見つかり、今回の申請となりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更2及び番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更2及び番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。地図の10ページ、11ページをご覧ください。地図の中央の道を東に行くと〇〇になります。その途中に〇〇があり、その裏側の土地です。譲受人の〇〇は、〇〇に近い住宅建設をする土地を探していたところ、譲渡人の〇〇さんが、体調を崩し農業を縮小したいとの事で双方の条件が合い、今回の申請となりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。地図の12ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇の信号を、北に〇〇メートル位上った場所に申請地があります。現地を見たところ、昔は譲渡人の〇〇さんが巨峰を作っていましたが、今は作っていません。譲受人の〇〇は〇〇に会社があり、〇〇と〇〇を営んでいます。土地の選定理由は、〇〇か〇〇に住宅を建設したいという希望の方が居り、最初は〇〇で宅地分譲を計画したのですが、条件に合う土地がなく、〇〇に土地を探して、保育園や小学校に近く広い道路に面し、面積的にも条件に合った土地があったので、2区画の建売住宅敷地に選定したそうです。建売住宅の面積は、〇階建てで〇〇平方メートルの住宅を2棟建て、半年以内に販売する予定です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件について、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

よろしくお願いします。地図は14ページ、15ページをご覧ください。場所は望月県道の〇〇に〇〇があります。そこから〇〇メートルと、旧道から〇〇メートルと、中間地点にあります。〇〇から見ると南側の狭い道沿いにあります。譲渡人の〇〇さんのお宅が隣にあります。以前は〇〇さんが色々な野菜を作っていましたが、農地を縮小したいと思い、今回申請地を〇〇さんに譲り、〇〇さんが住宅を建設する事になりました。申請地の隣に〇〇さんの農地がありますが、2階建ての住宅を建てる事にも承諾をされているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、依田代理より説明をお願いします。

依田代理 よろしくお願ひします。地図の16ページ、17ページをご覧ください。左側にある県道丸子北御牧東部線を下って来ると、〇〇という地区があります。そこから斜め左に入った所に申請地があります。住宅地の中です。譲渡人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんの宅地が申請地の北側にありますが、昭和〇〇年に農地転用をして住宅を建てました。その際、今回の申請地を転用せずに、農機具倉庫を建てて使用していました。今回追認になりますが、〇〇さんが〇〇さんに譲渡する事になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 申請地はもう譲受人が使用しているのですか。

依田代理 申請地には倉庫が既に建ててあり譲受人が使用しています。

渡邊委員 他人の土地に勝手に倉庫を建てたという事ですか。

依田代理 双方のお父さんの代の話で、今回相続してから土地を調べたところ、〇〇さんの土地であることが分かったという事です。

議長 他にございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員 それでは説明します。地図の18ページ、19ページをご覧ください。数年前まで〇〇があった所から〇〇メートル程入った所に申請地があります。〇〇さんは、〇〇さんの娘さんの旦那さんです。〇〇でアパート暮らしをしています。奥さんのご両親も高齢になり、今後農業のお手伝いをしながら面倒を見たいという事で、奥さんの実家の傍に住宅を建てたいと希望していました。ご両親もそれを望んでいたのも、是非自分の土地を使ってほしいと申し出、今回の申請となりました。問題ないと思います。よ

ろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号8の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の20ページ、21ページをご覧ください。場所は国道18号線沿いにある、〇〇の北側です。〇〇という会社は、工場と本社を置き、〇〇をされている会社です。最近受注も増えて増産体制をとっているとの事です。そこで工場を増設する事になりました。しかし現在の敷地内には増設するスペースが無く、隣接農地を借用して増設する事にしました。駐車場も不足しているので、駐車場スペースも確保したいとの事です。今の工場敷地も申請地も、会社の役員の方の土地で、現在の工場敷地も借りています。申請地は3筆ですが、もともと駐車場だった地番〇〇と、地番〇〇に工場を増設し、地番〇〇に駐車場を移設する予定です。周辺の土地も役員の土地なので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号9の案件について、同じく依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の22ページ、23ページをご覧ください。場所は国道18号線沿いにある〇〇の横の道を上って、〇〇と〇〇へ分かれる3差路を左に行くと〇〇があります。その東側が申請地です。譲受人の〇〇さんは〇〇でアパート暮らしをしています。お子さんができて手狭になったので、お祖父さんの土地を借りて住宅を建てたいとの事です。お祖父さんはお米を作っていますが、規模を縮小したいという事で、今回の

申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号10の案件について、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。地図の24ページ、25ページをご覧ください。場所は国道18号線を〇〇方面に行くと、〇〇の中程に〇〇とその横に〇〇があります。そこから国道18号線を挟んで北に申請地があります。この畑はお父さんの〇〇さんが、去年まで人に貸して野菜を作っていました。そこを返してもらって、息子さんの〇〇さんが発電事業をしたいとの事で、今回の申請になりました。息子さんの〇〇さんは〇〇から資金を調達し、〇〇年の貸借で事業を計画しています。現地を見ましたが、なだらかな南傾斜の細長い大分広い土地です。パネル設置に当たっては、敷地境界にはフェンスを設置し、雨水や雑排水については、敷地内に浸透式の側溝を設けて地下浸透処理をし、隣接地には迷惑をかけないようにするとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員どうぞ。

山崎委員

今計画中の〇〇に関わっていませんか。

事務局

〇〇には関わらないようです。もっと北側のようなようです。

議長

ほかにございますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件について、片委員より説明をお願いします。

片委員

お願いします。地図の26ページ、27ページをご覧ください。〇〇の〇〇です。地図の中央に斜めに太い道があります。これは県道小諸祢津線です。この道から少し入った所が申請地です。譲渡人と話をして現地を見ました。実家に併設されて申請地の農地がありました。以前はクルミと自家用の野菜を作っていました。転用の目的は、譲渡人の息子さんが借家住まいで、両親も高齢になったので、実家に隣接して住宅を建設したいとの事です。隣接農地への影響に関しては、2.5メートル以上離して建設するので、日照、通風の影響もないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号12の案件について、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくをお願いします。地図の28ページ、29ページをご覧ください。場所は〇〇の西側で、その北側〇〇メートル先は〇〇になります。太陽光発電敷地の申請です。荒廃農地であり、周りも全て太陽光発電敷地になっています。申請地は小さい面積で出入口も段差があり、耕作し辛い農地ですので、太陽光発電敷地として〇〇に譲り渡す事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号13の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

同じく太陽光発電敷地の申請です。地図の30ページ、31ページをご覧ください。場所は、国道18号線を〇〇方面へ行くと、〇〇の信号の所に〇〇があります。そこから〇〇メートルぐらいの所を左に入り、また左に入った所に〇〇があります。その東隣に申請地があります。譲渡人の〇

○さんは高齢になり、耕作が大変になってきました。息子さんは勤めているので耕作は難しく、アパート建設などを考えましたが、昨今の少子化を考えると踏み出せずにいました。そこに○○という太陽光発電を専門に行なっている会社から提案がありました。当初はご自身で設置する事も検討しましたが、年齢の事や息子さんの考えもあり、○○の○○さんに土地を貸して、○○さんが太陽光発電をするという事です。○○さんは○○で数箇所太陽光発電をされているそうです。○○としても、区内で初めての太陽光発電という事で、説明会を開き近隣の皆さんへも説明し、雨水の関係も側溝を造って問題無いようにするという事で、了解をされているそうです。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号14の案件について、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしくお願いします。地図の32ページ、33ページをご覧ください。場所は○○の○○に○○があります。その前の道が祢津線です。右側が○○方面で、左側が○○方面です。○○から北へ○○メートル程上った所が申請地です。譲受人の○○さんは農家資格が無いので3条で譲り受ける事が出来ないため、5条で駐車場と家庭菜園として購入するとの事です。現在車を5台所有していますが、今の宅地内での駐車場が狭く、また道路への出入口が狭く不便な為、自宅の前にある○○さんの畑を譲ってほしいと話したところ、申し出を受けてもらい、今回の申請になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号14の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号14の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号15の案件について、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

それでは説明します。地図の34ページ、35ページをご覧ください。

国道18号線沿いの〇〇から少し西に行った所に〇〇があります。そこから〇〇メートル程北に入った所に申請地があります。〇〇の〇〇が西側にあります。現在アパート住まいをしている家族が実家に入る事になりました。しかし現在の住宅が狭いため、増築する事になり、隣接する〇〇さんの農地を譲り受けたいと思いました。譲渡人の〇〇さんは、中途半端な農地が残っていたので、求めに応じたいとの事です。現地を見ましたが、畑としては使われていない土地です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号15の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号15の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。その前に〇〇委員が関係していますので、退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

事務局

それでは4月の農用地利用集積計画の8ページから13ページについて説明します。8ページから12ページは通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて120,840㎡です。田が71,828㎡、畑が49,012㎡です。13ページについては所有権の移転です。こちらは1件の4,906㎡です。4月は全体で52件、91筆で、新規が24件、再設定が27件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員

16番の借受人である〇〇という会社はどのような会社ですか。

事務局

〇〇は〇〇で新規就農者として活動されている法人です。先月の〇〇選挙で議員になられた〇〇歳の〇〇さんという方が代表者です。基本的に農地は、東御市と〇〇との境に集まっています。東御市では〇〇の西でブドウ栽培をされています。〇〇でも研修された方です。

齊藤委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 所有権移転の〇〇さんの土地を買う人はどなたですか。

事務局 〇〇さんです。

渡邊委員 利用集積計画表にある〇〇さんへ貸す農地とは違うのですか。

事務局 違います。元々〇〇さんが〇〇さんから借りて、耕作していた農地です。今回、正式に購入する事になりました。

渡邊委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

特にないようなので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続いて第1回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは説明します。今回は2件です。

最初は更新の、〇〇、代表〇〇さんです。法人設立は昭和〇〇年〇〇月〇〇日です。目標とする経営類型は、養豚一貫です。経営体の農業所得については、現状〇〇円、目標は〇〇円です。主たる従事者の労働時間は、現状〇〇時間で、目標は〇〇時間です。農業経営規模の拡大に関する目標については、母豚が現状〇〇頭のところ目標は〇〇頭、育成豚は現状〇〇頭のところ目標は〇〇頭、雄豚〇〇頭のところ目標も変わらず、肥育豚は〇〇頭のところ目標は〇〇頭です。出荷頭数については現状〇〇頭のところ、目標は〇〇頭です。現状については普段より少ない数字なのは、今年度畜舎を徐々に改築する関係で、頭数を減らすという事です。快適な畜舎で頭数や販売出荷量を増やしていくという計画です。

続いて新規の〇〇さんです。〇〇の〇〇歳の方です。目標とする営農類型については、水稻と野菜です。お祖父さんから農業を教わりながら、独り立ちできるように勉強しつつ、経営をしていくという事です。農業所得の目標は〇〇円です。労働時間は、今まではお手伝いという事だったので〇〇時間ですが、目標は〇〇時間です。経営規模の拡大に関する目標については、水稻が現状、作付面積が〇〇アール、生産量、販売出荷量が〇〇キログラムに対し、目標は〇〇アール、〇〇キログラムです。ブロッコリーは現状、作付面積が2回に分けて〇〇アールの生産量、販売出荷量が〇〇箱に対し、目標は〇〇アールで〇〇箱です。トウモロコシは現状、作付面積が〇〇アール、生産量、販売出荷量が〇〇箱に対し、目標が〇〇アール、〇〇箱です。農業機械や施設等についてはお祖父さんからそのまま引き受けるので、5年の間では特別更新は考えていないとの事です。水稻に関して色々な肥料を試したところ、去年は肥料代がかかってしまいました。労働力については、今までは祖父母と一緒に作業をしていましたが、今後祖父母には趣味程度にやってもらえたらとの事です。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは最初の、〇〇の補足説明を、担当の青木委員よりお願いします。

青木委員 お願いします。〇〇は〇〇さんが中心に経営されています。雇用者は〇名と家族〇名の、計〇〇名です。種付けの時期等、管理台帳を付けて管理が行き届いています。施設も修繕を進め、作業をしやすくしたり、おがくずを利用して臭いを少なくしたりして、周囲に気を配っています。出荷場所は〇〇の業者に〇〇%出荷しているとの事です。また、豚の健康管理をした結果、大分脂肪が少なくなったとお聞きしました。このように大変良い環境で経営をされています。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。只今青木委員より説明がありました。何かご意見がありましたらお願いします。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員、どうぞ。

小山委員 悪臭が出ると近所からのクレームがあったようですが、その後どうですか。

青木委員 大分改善されています。

議長 ほかにございますか。

(佐藤委員挙手)

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

この案件は更新の案件ですが、過去5年間の計画の達成率はどのくらいですか。

事務局

この案件は畜舎の改築を見込んで少なく調整しているので、比較はしていません。作物の場合も、天候などを考慮すると、やはり比較はしていません。

議長

ほかにございますか。

なければ、次の案件に移ります。〇〇さんの計画について、青木委員から補足説明をお願いします。

青木委員

先に説明しました〇〇の〇〇さんは、〇〇さんのおじさんです。〇〇さんはお祖父さんに農業を教わりながら営農をしていて、十分やる気があるようです。野菜の肥料は、おじさんの畜舎で出る堆肥を使用して、掛かる経費を削減しているとの事です。真面目でやる気のある方なので、これからの農業をしっかり引き継いでいくのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。皆さんから何かご意見、アドバイスなどありましたら、出してください。

ないようなので、第1回農業経営改善計画認定審査会は、以上で終了します。

以上を持ちまして議事を終了します。今までで何かご意見、ご質問ございましたら、出してください。

それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____